

保護者 各位

岡山県立鴨方高等学校長

出席停止について

下表にある感染症と診断されましたら、学校保健安全法第 19 条により出席停止となります。主治医の指示に従い、治療に専念してください。治癒後、再登校の際には、下記「治癒証明書」(医師の記入)を持参してください。

*インフルエンザ、新型コロナに感染した場合は、医師による治癒証明は不要です。出席停止期間の基準を守り、回復後、再登校してください。なお、再登校の際には、所定の「インフルエンザ罹患報告書」「新型コロナ感染症罹患報告書」に保護者の方が症状の経過を記録し、持参してください。

種	病 名	出席停止期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルス性のもの)、中東呼吸器症候群(病原体がMERSコロナウイルスであるもの)、特定鳥インフルエンザ(H5N1型) 新型インフルエンザ等感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※上記の感染症以外で「感染させる恐れがあるため登校を控えるよう」に担当医師より指示があった場合は学校へご相談ください。

キ リ ト リ セ ン

本人→担任(出席簿へ記録)→保健室

治 癒 証 明 書(インフルエンザ・新型コロナ以外)

岡山県立鴨方高等学校

年 組 氏名

上記の生徒は、(病名)_____のために治療中のところ、治癒したことを証明します。

出席停止期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
(付記)

年 月 日

医療機関名
医 師 名